



総務省

郵政民営化法等の一部を改正する法律^(令和8年法律第50号) の施行に向けた政省令整備について

令和8年7月
総務省郵政行政部

政令制定・改正

※ 郵政民営化推進室と総務省において対応

※ 改正法の公布日は、令和8年6月25日
※ 機構法関係の規定は、令和9年4月1日施行(確定日付)

(1)施行日政令(新規制定)

法律 事項	① 改正法附則第1条柱書き：基盤的サービス提供業務の本来業務の金融窓口業務契約の認可制への移行に係る規定 等
	② 改正法附則第1条第2号：①の準備行為としての基盤的サービスの提供業務等の届出・金融窓口業務契約の認可に係る規定

⇒ 公布日から起算して6月以内(①)及び公布日から起算して5月以内(②)の施行期日を規定

(2)日本郵政株式会社法第11条の2に規定する政令で定める割合を定める政令(新規制定)

法律 事項	政府が保有する日本郵政の株式への配当を減額した額に相当する額を郵便窓口等関連交付金の財源として日本郵政から拠出
	⇒ 政府以外の者の所有する日本郵政の株式一株に対して配当する剰余金の額に對する政府の所有する同社の株式一株に対して配当する剰余金の額の割合を規定

(3)郵政民営化委員会令(平成18年政令第143号)の一部改正

法律 事項	郵政民営化委員会において特別の事項を調査審議するため、臨時委員を設置することができる規定を追加
	⇒ 郵政民営化委員会の定足数及び議決要件の対象に臨時委員を追加

(4)総務省組織令(平成12年政令第246号)の一部改正

⇒ 改正法の施行に伴い、総務省の関係課の所掌事務を変更

改正法の施行に向けた政省令整備の全体像②(省令)

2

省令改正

※ 総務省において対応

(1)日本郵政株式会社法施行規則(平成18年総務省令第3号)の一部改正

法律事項① 日本郵便が行う地域貢献業務に要する費用の一部に充てるため、金融2社の株式売却益等を原資とする地域貢献基金を設置

⇒ 地域貢献基金に関する制度の運用方法(区分経理の方法、運用実績の公表方法 等)を規定

法律事項② 日本郵政がグループ主要子会社に対し必要な協議を求めることができ、総務大臣は必要な助言を行うことができる規定を追加

⇒ 日本郵政グループ内の法定協議(日本郵政株式会社法第16条の2)に係る総務大臣への報告内容・方法等を規定

(2)日本郵便株式会社法施行規則(平成19年総務省令第37号)の一部改正

法律事項① 日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約(手数料に関する事項を含む。)について、届出制から認可制に変更

⇒ 銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の認可申請の内容・方法及び軽微な変更届出の内容・方法等を規定

法律事項② 日本郵便が他の本来業務の遂行に支障のない範囲内で行う本来業務(総務大臣への届出)として、基盤的サービス提供業務を追加

⇒ 基盤的サービス提供業務の届出の内容等を規定

法律事項③ 日本郵便による本来業務の遂行に支障のない範囲内での地域貢献業務(総務大臣及び日本郵政への通知)の実施の努力義務を規定

⇒ 地域貢献業務の実施に係る通知の方法等を規定

(3)独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令(平成19年総務省令第98号)の一部改正

法律事項 条件不利地域を含む全国の郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に向けて、日本郵便に対して、郵便局ネットワークの維持・活用に要する費用の一部に充てるための新たな交付金(郵便窓口等関連交付金)を創設

- ⇒ ・ 郵便窓口等関連交付金の算定方法(算定対象となる郵便局の数の算定方法等を含む)、
- ・ 郵便窓口等関連交付金の額及び交付方法に係る認可申請の方法、
 - ・ 郵便貯金勘定と郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定との間の繰入れに係る総務大臣の承認申請の方法 等を規定

※ 上記のほか、所要の規定の整備を行う。

※ 郵政民営化法【民営化法】・日本郵政株式会社法【郵政会社法】・日本郵便株式会社法【郵便会社法】・独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法【機構法】の改正

1 自助努力による経営効率化等に向けた取組の義務付け

(1) 日本郵便に対して、デジタル技術活用等の業務効率化に向けた取組を義務付け

日本郵便に対して、AI等のデジタル技術を活用した業務プロセス改善など業務効率化を義務付け。

(2) 日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け

日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け。

(3) 事業計画への経営の適正・効率の実施の方針の追加

日本郵便の策定する事業計画に記載すべき事項として経営の適正・効率的な実施に係る方針を追加。

2 郵政三事業のユニバーサルサービスの確保

(1) ゆうちよ銀行・かんぽ生命の株式の処分の見直し

日本郵政に、当分の間、ゆうちよ銀行・かんぽ生命の株式の1／3超の保有を義務付け。

(2) 銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約の認可

日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約について、届出制から認可制に変更。

(3) 日本郵政と日本郵便・関連銀行・関連保険会社との協議

日本郵政は、ユニバーサルサービスの責務を果たすため、日本郵便・関連銀行・関連保険会社に対し、必要な協議を求めることができ、総務大臣は、協議に関し、必要な助言ができる旨を規定。

3 郵便局ネットワーク等の活用による地域住民の生活の支援

(1) 基盤的サービス提供業務の本来業務化

日本郵便が他の本来業務の遂行に支障のない範囲内で行う本来業務として、基盤的サービス提供業務*を追加。

- * (i) 委託を受けて、(ii) 郵便の業務・銀行窓口業務・保険窓口業務に係る経営資源を活用して行う、(iii) 公共サービスをその他の地域住民が日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスの提供に係る業務。

(2) 地域貢献業務の実施、地域貢献基金の設置

① 日本郵便による本来業務の遂行に支障のない範囲内での地域貢献業務*の実施の努力義務を規定。

- * 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のうち、地域住民の生活の維持のために必要であり、日本郵便以外の者による実施が困難であると認められるもの。

② 日本郵政に、地域貢献業務の費用の一部に充てるため、ゆうちよ銀行・かんぽ生命の株式の売却益等を原資とする地域貢献基金の設置を義務付け。

(3) 郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に資する交付金の拡充

① 郵政管理・支援機構は、条件不利地域を含む全国の郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に向けて、日本郵便に対し、郵便局ネットワークの維持・活用に要する費用の一部に充てるための新たな交付金を交付する旨を規定。

② ①の新たな交付金の財源は、次のア・イとする旨を規定。

ア 政府保有の日本郵政株への配当を減額した額に相当する額の日本郵政からの拠出金

※ 政府保有一株当たりの配当は、政府以外保有一株当たりの配当に政令で定める割合を乗じた額とする。

イ 前事業年度に権利消滅した旧郵便貯金の合計額の一部の郵便貯金勘定からの繰入れ

検討条項

(1) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、日本郵政がゆうちよ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分してもユニバーサルサービスの責務の履行が確保されるかについて検討し、2 (1) を見直し。

(2) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、移行期間中のゆうちよ銀行・かんぽ生命の業務に関する規制（上乗せ規制）の在り方について検討

(3) 政府は、公布後2年を目途として、日本郵政と日本郵便の合併について積極的に検討するとともに、日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方等について検討。

(4) 政府は、公布後2年を目途として、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策について検討。

※ 施行期日：公布の日（令和8年6月25日）から6月以内（ただし、2 (1) 及び検討条項は公布日、3 (3) は令和9年4月1日）

【民営化法】

【民営化法】

【改正法附則】

【改正法附則】

【郵便会社法】

【郵便会社法】

【郵便会社法】

【民営化法】

【郵便会社法】

【郵政会社法】

【郵便会社法】

【郵政会社法・郵便会社法】

【郵政会社法・機構法】